

5危管第4858号  
令和6年3月26日

一般社団法人福島県LPガス協会会長 様

福島県危機管理部長  
(公印省略)

福島県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部改正について (通知)

このことについて、別紙のとおり改正されましたのでお知らせします。  
つきましては、貴協会の会員に対して周知くださるようお願いいたします。

記

1 改正条例

福島県高圧ガス保安法関係手数料条例

2 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令において定められている手数料のうち、高圧ガス保安法関係の移動式製造設備の製造許可申請に係る審査手数料の一部改正に伴う改正

3 改正内容

高圧ガス保安法に基づく移動式製造設備 (LPガスのバルクローリー) の製造許可申請に係る審査手数料について、同設備が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく充てん設備の許可を受けている場合には、手数料の額を処理容積にかかわらず一律6,000円とするもの

4 施行期日

令和6年4月1日

(事務担当 消防保安課 主査 吉成 電話 024-521-7189)